

2節 施策体系に対する主要事業

①農業の持続的発展に関する施策

実施主体		区分	事業名	H30	H31	H32	H33	H34	H35	拡充の方向性		
市	(農林)	既存事業	一般事務（調査研究、情報収集・発信）									
			農業振興地域整備計画		●							
			農地耕作条件改善事業（負担軽減）			●						
			水利等農業施設維持管理（負担軽減）									
			多面的機能支払事業		●							
			中山間地域等直接支払事業（共同取組活動）		●							
			環境保全型農業直接支払事業		●							
			農水省・防衛省等補助事業									
			広域公共串内牧場									
			(拡) 畜産クラスター事業									経営体の規模拡大を支援
			(拡) 草地畜産基盤整備事業			●						串内での哺育育成センターの設置および草地整備等の実施
			(拡) 信頼される産地づくり支援事業									GAP等取組拡大、労務管理能力向上、農産加工品質向上、働きやすい雇用環境づくり等の自主的な取り組みを広げる
			(商工観光)	既存事業	耕作放棄地対策							
	(拡) スマート農業促進支援事業											実用段階となった技術を導入対象として拡大
	(拡) 基盤整備事業の推進											地域調整を行う農業センターの設置等、事業の円滑な推進
	地域特産品振興対策事業											
	(拡) メイドインフラノ推進事業											認定商品の拡大
	(拡) 中小企業振興事業					●						UIターンを受入れた法人等への家賃・住宅手当の補助等
	(ぶどう果樹研究所) (保健福祉)	既存事業			ぶどう果樹経営支援対策事業							
			特定健康診査等事業推進									
			健康増進事業									
	(農林)	新規	農家子弟就農促進対策の検討		●	●						就農するキッカケづくり、後継者としての定着を図る
			第三者継承等の検討		●	●						意向調査およびコンサル等による資産の評価等の実施
新たな受委託組織の設置の推進				●			●				畜産におけるTMRセンターの設置に向けた調整 等	
新たな地域での基盤整備に向けた取組				●							新たな事業実施に向けた地域での話し合い・調整	
働き手確保対策の検討				●							働き手を一括確保するシステムの高度化、確保手段の多層化、多様な働き方を受入れる雇用環境づくりの検討	
(庁内)			子育て等サポート体制の検討		●							安心して働きに出られる状況へのサポート体制のあり方検討
市農業担い手育成機構		既存事業	農業担い手育成事業									
農業基盤学講座の開催												
企業との連携窓口												

①農業の持続的発展に関する施策

実施主体	区分	事業名	H30	H31	H32	H33	H34	H35	拡充の方向性
農業委員会	既存事業	農業委員会活動							
普及センター富良野支所	既存事業	多様な担い手の育成・確保支援							
		環境と調和のとれた安全・安心な食料生産への支援							
		生産基盤の整備と新たな技術導入への支援							
		高付加価値化の取組への支援							
ふらの農業協同組合	既存事業	組織育成							
		(拡) 生産部会運営							多様な人材を受け入れる環境づくり、労働力を供給する新たな仕組みの調査研究
		アグリパートナー対策							
		(拡) 農作業請負事業							他産地との連携、外国人材の受入拡大に向けた対策など働き手を一括確保するシステムの高度化
		販売事業							
(拡) 営農対策							品目集約などによる経営基盤の強化、選別施設等の集約、ほ場の排水性改善対策等		
市営農活性化対策協議会	既存事業	(拡) 労働力確保対策部会							新たな働き手確保対策の試行
		農業・農村の振興に関する調査、情報収集							
中山間富良野市集落協議会	既存事業	地域リーダー育成事業		●					
		農村活性化対策事業		●					
		適正肥培飼養管理推進事業		●					
		集落協議会助成事業		●					
		重点地区助成事業		●					
自営農業者教育振興会	既存事業	農事研修							
		視察研修							
		特別授業							
ふらの農翔会	既存事業	研修事業							
		担い手の育成							
市家畜伝染病自衛防疫組合	既存事業	家畜伝染病防疫対策							
アグリパートナー推進協議会	既存事業	アグリパートナーの確保							
家族経営協定推進協議会	既存事業	家族経営協定の推進							
富良野地区営農推進協議会	既存事業	生産性向上の推進							
市農業再生協議会	既存事業	経営所得安定対策事業							
		水田活用の直接支払事業 等							※制度の見直し 収益力を高める取り組み実施の必須

②農村の維持及び振興に関する施策

実施主体		区分	事業名	H30	H31	H32	H33	H34	H35	拡充の方向性			
市	(農林)	既存事業	北大大学院農学研究院包括連携協定推進							▶			
			水利等農業施設維持管理（負担軽減）								▶		
			多面的機能支払事業		●							▶	
			中山間地域等直接支払事業（共同取組活動）		●							▶	
			信頼される産地づくり支援事業									▶	
			農水省・防衛省等補助事業									▶	
			(拡) 有害鳥獣駆除対策									▶ 小動物への対応強化 等	
			一般事務（調査研究、情報収集・発信）									▶ 大学との人的交流の拡大	
			(拡) スマート農業促進支援事業									▶ 省力化機械の導入を推進	
			(商工観光)		観光振興事業（山部・東山）								▶
			(拡)		メイドインフラノ推進事業								▶ 認定商品の拡大
			(企画振興)		広報発行								▶
			移住促進事業								▶		
	(保健福祉)		生活交通路線維持対策事業									▶	
			福祉のまちづくり事業									▶	
			除雪ヘルパー派遣事業									▶	
			医療受診者通院交通費助成事業									▶	
			外出支援サービス助成事業									▶	
			高齢者医療送迎車運行事業									▶	
			訪問介護ステーション交通費助成事業									▶	
			高齢者緊急通報システム事業									▶	
			介護予防事業									▶	
			介護保険事業									▶	
	(支所) (教育委員会)		医療、福祉等のサービス充実									▶	
			コミュニティカーの運行									▶	
			放課後子ども教育事業									▶	
		高等学校バス通学定期補助事業									▶		
(庁内関係部署)		情報インフラの充実等、農村生活基盤の整備								▶ 情報インフラ拡充への手法を調査研究			
(農林)	新規	農村活性化対策の検討	-	-	-	●				▶ 地域が主体となった取組への支援を検討			

②農村の維持及び振興に関する施策

実施主体	区分	事業名	H30	H31	H32	H33	H34	H35	拡充の方向性
ふらの農業協同組合	既存事業	営農対策							
		有害獣個体数管理対策							
中山間富良野市集落協議会	既存事業	地域リーダー育成事業		●					
		(拡) 農村活性化対策事業		●					交流・関係人口増への取組を支援
		集落協議会助成事業		●					
		重点地区助成事業		●					
		適正肥培飼養管理推進事業(有害鳥獣対策)		●					
	新規	新たな鳥獣被害対策の検討	---	●					小動物への対応、鹿柵維持管理の手法検討
普及センター富良野支所	既存事業	高付加価値化の取組への支援							
		活力ある心豊かな農村づくりの推進(重点地区活動)							
ふらの観光協会	既存事業	観光ボランティアの育成							農業・農村に詳しいガイド育成

③食の安全及び安心を確保するための施策

実施主体		区分	事業名	H30	H31	H32	H33	H34	H35	拡充の方向性	
市	(農林)	既存事業	(拡) 信頼される産地づくり支援事業							HACCPやGAP等の取組拡大	
			市民農園運営								
			(拡) 一般事務(調査研究、情報収集・発信)								病害虫の侵入防止の啓発強化
	(商工観光)		地域特産品振興対策事業								市民への富良野産の認知向上
			(拡) メイドインフラノ推進事業								
			広報発行								
	(企画振興) (教育委員会)		「子どもたちのための食育ガイドライン」普及								
			学校農園の設置								
	(学校給食センター)		栄養士等による食育授業								
(拡) 学校給食の提供									地元使用割合の増		
普及センター富良野支所		既存事業	活力ある心豊かな農村づくりの推進(重点地区活動)								
			環境と調和のとれた安全・安心な食料生産への支援								
			高付加価値化の取組への支援								
ふらの農業協同組合		既存事業	営農対策								
			販売事業								
市家畜伝染病自衛防疫組合		既存事業	家畜伝染病防疫対策								
NPO法人等		既存事業	(拡) 農業体験受入							農泊の調査研究	
JAふらの青年部等		既存事業	食農教育・体験学習対応								
中山間富良野市集落協議会		既存事業	農村活性化対策事業			●					
			適正肥培飼養管理推進事業			●					
ふらの観光協会		既存事業	観光ボランティア育成							農業、農村に詳しいガイド育成	
各種活動組織		既存事業	食農教育・富良野の食をPR								

参考資料

- 1 富良野市農業及び農村基本条例

富良野市農業及び農村基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 基本的施策（第9条－第13条）
- 第3章 審議会の設置（第14条－第19条）
- 第4章 委任（第20条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、農業及び農村に関する基本理念、その実現に必要な基本的施策、市、農業者及び農業団体の責務、市民及び事業者の役割を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境に配慮し将来にわたり良質な食料を安定供給する豊かな田園都市の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 市内で自ら農業を営む個人、団体及び法人をいう。
- (2) 農業団体 農業協同組合、農業共済組合、土地改良区その他の農業関係団体をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に勤務地又は通学地を有する者若しくは滞在する者並びに市内に所在する不動産の所有者又は管理者をいう。
- (4) 事業者 市内で農業に関連する事業活動を行う法人その他の団体をいう。
- (5) 市 市長、農業委員会及び教育委員会をいう。
- (6) 集落機能 農村における農業資源の維持管理機能、農業生産面での相互補完機能及び生活面での相互扶助機能をいう。

（基本理念）

第3条 本市農業は、優良な農地、農業資源及び担い手を適切に確保し地域特性を踏まえた望ましい農業構造を確立し、将来にわたり持続的な発展を図ることで、多様化する需要に即した良質な食料を安定的に供給するとともに、食料自給率の向上に貢献するものとする。

2 農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれることにより、農業の持続的な発展の基盤として役割を果たすものであるもので、農畜産物の供給機能及び国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面にわたる機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生産条件及び生活環境の整備その他の福祉の向上が図られなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、農業及び農村に関する総合的な施策を推進する責務を有する。

2 市は、農業及び農村に関する施策を講ずるときは、国及び北海道との適切な役割分担を踏まえて、市の区域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。

3 市は、農業及び農村に関する施策への市民理解を促進するための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業者の責務)

第5条 農業者は、自らが農村におけるまちづくりの重要な役割を担っていることを認識し、農業及びこれに関連する活動を行うにあたっては基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(農業団体の責務)

第6条 農業団体は、農業及び農村に関連する活動を行うにあたっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 農業団体は、専ら農業を営む者及び経営意欲のある農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができるよう生産、流通その他必要な施策を講じなければならない。

(市民の役割)

第7条 市民は、農業及び農村が市民生活に果たしている役割についての理解を深め、多面的機能の維持活動への参画、地域で生産される農畜産物の積極的な消費に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり農業及び農村の発展に積極的に協力するものとする。

2 食品の加工、流通及び販売に携わる事業者は、地域で生産された農畜産物を積極的に使用し、又は活用するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、概ね5年を期間とする富良野市農業及び農村基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
- (2) 農業及び農村に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策及び目標
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、市議会に報告するとともに、市民に公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策についての基本的な事項)

第10条 市は、基本理念にのっとり各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、農業及び農村に関する施策の策定及び実施を、総合的かつ計画的に行わなければならない。

2 市は、農業者等の自主的な努力を支援することを基本に、施策を講ずるものとする。

(農業の持続的発展に関する施策)

第11条 市は、農業の持続的発展のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 農業の担い手の育成及び確保
- (2) 需要に即した生産の促進
- (3) 農地の有効利用の促進
- (4) 経営発展の基礎となる条件整備

(5) 経営の発展に向けた多様な取り組みの促進

(6) 環境と調和のとれた農業生産の推進

(農村の維持及び振興に関する施策)

第12条 市は、農村の維持及び振興のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 集落機能の活性化

(2) 農村地域の多様な担い手の確保

(3) 多様な主体の参画による地域固有の資源の維持及び活用

(4) 地域の持続的かつ自立的発展に必要な条件整備

(農畜産物の安全及び安心を確保するための施策)

第13条 市は、農畜産物の安全及び安心を確保するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 安全及び安心を確保するために必要な条件整備

(2) 食に関する情報提供の充実

(3) 生産者と消費者の交流を通じた信頼関係の構築

(4) 市内流通の確保

第3章 審議会の設置

(設置)

第14条 富良野市農政の推進にあたり、市長の附属機関として富良野市農政審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第15条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議を行い、市長に意見を具申するものとする。

(1) 基本計画の策定、施策の実施状況及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるものの他、農政に関する重要な事項

(委員)

第16条 審議会の委員は、次に掲げる者の中から15人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

(1) 富良野市区内の農業者

(2) 市民（公募による。）

(3) 農業団体の職員

(4) 事業者

(5) 関係行政機関の職員

(6) 学識経験者

2 委員は、調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第17条 審議会に委員の互選により委員長、副委員長各1名を置く。

2 委員長は、会議の議長となり会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第18条 審議会の会議は市長の要請に応じて委員長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 19 条 審議会の庶務は、経済部において処理する。

第 4 章 委任

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 富良野市農業振興条例（昭和 50 年条例第 25 号）及び富良野市農政審議会条例（昭和 63 年条例第 17 号）は、廃止する。

參考資料

2 策定經過

(1) 富良野市農政審議会の開催経過

	開催日	議題等
第1回	平成30年7月11日	(1)辞令交付 (2)委員長、副委員長選出 (3)第2次基本計画の評価と検証について
第2回	平成30年10月3日	(1)第2次基本計画の評価と検証について (2)新たな基本計画策定に向けた意見の提出について (3)働き手確保の現状と今後のあり方(案)について
市長報告	平成30年10月11日	・第2次基本計画の評価と検証について
事例調査	平成30年11月22日	審議会道内事例調査 ・新篠津村 (有)大塚ファーム：働き手確保対策 ・石狩市 JAいしかり：働き手確保対策
第3回	平成30年12月20日	(1)新たな基本計画における取組内容(案)について (2)新たな働き手確保対策のあり方(案)について
第4回	平成31年1月31日	(1)第3次農業及び農村基本計画(素案)の諮問 (2)第3次農業及び農村基本計画(素案)の審議
答申	平成31年2月12日	・第3次農業及び農村基本計画(素案)について

○富良野市農政審議会委員名簿(敬称略)

区分	氏名	地区又は所属	備考
市内農業者	小師和彦	中央地区(露地野菜)	委員長
	佐々木雅志	西部地区(露地野菜+施設園芸)	副委員長
	岡田憲雄	東山地区(露地野菜)	
	藤野啓一郎	東部地区(畑作)	
	亀淵貴史	西部地区(露地野菜+施設園芸)	
	池田勝	山部地区(水稲+施設園芸)	
	杉村鉄也	山部地区(水稲+畑作)	
	小笠原博	東山地区(施設園芸)	
	鶴井敦士	東部地区(酪農)	
農業団体職員	武田達樹	ふらの農業協同組合	
事業者	佐藤仁寿	富良野金融協会	
関係機関職員	猫塚雅彦	上川農業改良普及センター富良野支所	
学識経験者	東山寛	北海道大学大学院農学研究院	

第2次富良野市農業及び農村基本計画 の評価と検証について

平成30年10月11日

富良野市長 北 猛 俊 様

富良野市農政審議会
委員長 小 師 和 彦

平成30年7月11日の審議会設置より「第2次富良野市農業及び農村基本計画の評価と検証について」を審議した結果、適当と認めます。

なお、新たな富良野市農業及び農村基本計画の素案作成にあたっては、次の意見が反映されることを希望いたします。

記

新たな富良野市農業及び農村基本計画の素案作成にあたっての意見

1. 本計画に掲げる基本理念の実現に向け「供給力を維持し持続可能な農業の発展」に主眼を置き、市内関係機関・団体が同一歩調をとり農業及び農村の振興を図る体制づくりを進めること。
2. 上記の実現に向け、喫緊の課題である労働力不足に対応するため「労働力支援対策」と「省力化対策」について重点的に取り組み、あわせて作業効率の良い優良な農地を次世代に引き継ぐための「農地対策」を計画策定の3つの柱とし、本市農業の推進を図ること。
3. 農業生産の基盤である農村の機能低下が懸念されることから、住民自らの創意工夫による地域活性化に向けた活動の裾野が広がるよう努めること。
4. 農業者や関係団体との意見交換を行い、基本計画への意見反映に努めること。
5. 本市農業及び農村の振興にあたっては、国及び道と連携することとともに、これらに対して施策の提言を積極的に行うこと。
6. 国際貿易協定の動向等、農業情勢の変化に対しては、計画期間中でも柔軟に対応すること。

富良野市農業及び農村基本計画について（諮問）

平成 31 年 1 月 31 日

富良野市農政審議会
委員長 小 師 和 彦 様

富良野市長 北 猛 俊

富良野市農業及び農村に関する施策を総合的に推進するため、富良野市農業及び農村基本条例第 15 条の規定に基づき、第 3 次富良野市農業及び農村基本計画（素案）について意見を求めます。

富良野市農業及び農村基本計画について（答申）

平成 31 年 2 月 12 日

富良野市長 北 猛 俊 様

富良野市農政審議会
委員長 小 師 和 彦

平成 31 年 1 月 31 日付けで当審議会に対し、第 3 次富良野市農業及び農村基本計画（素案）について諮問を受け、慎重に審議を重ねて参りました。

その結果、当審議会としては委員の意見を次のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

なお、第 3 次富良野市農業及び農村基本計画の策定及び推進にあたっては、これらの意見が十分に反映され、計画（素案）の中で示された基本理念が実現されることを希望いたします。

記

〈第 3 次富良野市農業及び農村基本計画（素案）に関する意見〉

1. 農業及び農村の振興に当たっては、国及び道と連携することとともに、これらに対して施策の提言を積極的に行うこと。

2. 本計画に掲げる基本理念の実現に向け、市内関係機関・団体が同一歩調をとり農業及び農村の振興を図ること。また、沿線町村とも連携しながら、諸問題の解決に努めること。
3. 多様な農業が本市で共存できるよう、きめ細やかな目配りに努めること。
4. 働き手不足が深刻化するなか本市食料供給力の維持に向け、「働き手確保対策」「省力化対策」「農地対策」および「後継者対策」について、重点的に推進すること。
5. 国際貿易協定の動向等、農業情勢の変化に対して柔軟に対応すること。

(2) 富良野市農政審議会以外の市民参加の経過

(1) パブリックコメント

時 期	内 容
平成 31 年 2 月 14 日 ～ 3 月 6 日	第 3 次富良野市農業及び農村基本計画（素案）の策定について

(2) 意見交換会

対象者	開催日	議 題 等
中山間事業・富良野市集落協議会	平成 30 年 9 月 14 日	本市農業及び農村の現状と課題について
J A ふらの青年部	平成 30 年 9 月 26 日 平成 30 年 10 月 15 日	本市農業及び農村の現状と課題について
農業委員会農地部会	平成 30 年 9 月 26 日	本市農業及び農村の現状と課題について
市営農活性化対策協議会	平成 30 年 9 月 26 日	本市農業及び農村の現状と課題について
J A ふらの女性部	平成 30 年 10 月 11 日	本市農業及び農村の現状と課題について
農作業請負事業者	平成 30 年 12 月 13 日	働き手確保対策について
富良野酪農組合及びふらの農協酪農部青年部	平成 30 年 12 月 26 日	本市農業及び農村の現状と課題について
J A ふらの東山地区役員	平成 31 年 1 月 9 日	地域の農業及び農村の現状と今後の対策について
ミニトマト部会役員	平成 31 年 1 月 24 日	働き手確保対策について
J A ふらの役職員	平成 31 年 1 月 28 日	新たな農業及び農村基本計画（素案）について

(3) その他・庁内検討などの経過

	開催日	議題等
市内関係機関及び庁内関係部署への照会	平成30年2月 ～6月下旬	第2次基本計画における関連事業の実施状況について
庁内策定委員会	平成30年7月5日	委員会の設置 計画策定の基本的な考え方について
事例調査	平成30年8月2日 ～8月3日	道内事例調査 ・後志振興局等：働き手確保対策
中間報告	平成30年8月21日	市長、副市長への中間報告
研修会の開催	平成30年10月5日	働き手確保対策研修「富良野で農業労働力を確保するために考えなければならないこと」
研修会の開催	平成30年11月15日	働き手確保対策研修「富良野地域の農業雇用労働力の現状とこれからの取り組み」
中間報告	平成30年12月18日	市長への中間報告
庁内策定委員会作業部会	平成31年1月15日 ～1月21日	新たな農業基本計画（素案）の内容協議
庁内策定委員会	平成31年1月22日	新たな農業基本計画（素案）について
研修会の開催	平成31年1月23日	働き手確保対策研修「外国人技能実習生の正しい受入れ方と受入の実態」
庁内策定委員会	平成31年3月11日	計画最終確認

参考資料

3 用語解説及び関係団体一覧

用語集(アイウエオ順)

用語	説明
<p>E P A (イー・ピー・エー)</p>	<p>Economic Partnership Agreement の略。 複数の国や地域の間で、モノだけでなく、ヒトやサービスの移動を自由にすることで経済関係を相互に強める協定のこと。原則として関税のみを取り扱う自由貿易協定（F T A）と比べ、知的財産保護や電子商取引、通関円滑化といった幅広い分野で自由貿易のルールを定める。 日本と欧州連合（E U）のE P Aは、世界の国内総生産（G D P）の約3割、世界貿易の約4割を占める巨大な自由貿易圏となっており、2019年2月1日に発効となった。</p>
<p>エコファーマー</p>	<p>「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について、認定を受けた農業者の愛称名。</p>
<p>オペレーター</p>	<p>農業機械を操作する人のこと。</p>
<p>家族経営協定</p>	<p>農家の家族従事者が、労働の価値を適正に評価し、経営上の役割分担や地位を明確にするため、家族内で行われるルールのこと。</p>
<p>環境保全型農業 (関連) カーボンプ</p>	<p>農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。 土壌侵食の防止や有機物の供給などを目的として、主作物の休閑期や栽培時の畦間などに栽培される作物のこと。</p>
<p>G A P (ギャップ) (関連) 農場 HACCP</p>	<p>Good Agricultural Practice の略。 農作物の生産において、農産物の食品安全性や品質確保、環境負荷低減を目的に、農産物の生産工程を管理する手法。 第三者が認証するものとして「J・G A P」「G・G A P」などがある。 畜産における飼養衛生管理手法を指す。</p>
<p>グリーンツーリズム</p>	<p>農村地域において、その自然や文化、人々との交流を楽しみながら、ゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動のこと。農業生産活動や農産物を仲立ちとした人的な交流を主体としたものを指す。グリーンツーリズムを受け入れる農村の対応には、ファームイン、ファームレストラン、直売所、観光農園、市民農園等の取り組みがある。</p>
<p>クリーン農業</p>	<p>堆肥等の有機物の施用による土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進され、環境との調和に配慮した安全・安心、品質の高い農産物の生産を進める農業のこと。</p>

耕作放棄地	農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付がされず、この数年の間に再び作付けをする考えのない耕地のこと。
耕畜連携	米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給するなど、耕種と畜種が協力しあって資源の循環的利用に取り組むこと。
コントラクター	耕起や農産物の収穫作業等の農作業の請負を行う組織のこと。
コンプライアンス	法令遵守。ルールに従って公正・公平に業務を遂行すること。
スマート農業	<p>「ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業（農林水産省より）」のことであり、その将来像として以下の5つの方向性が示されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 超省力・大規模生産の実現 トラクター等の農業機械の自動走行の実現により規模限界を打破 2. 作物の能力を最大限に発揮 ドローン等で光や温度を測定したり、過去のデータを活用するなどにより、きめ細やかな栽培（精密農業）を可能とし、多収・高品質生産を実現する 3. きつい作業、危険な作業から解放 収穫物の積み下ろし等重労働をアシストスーツにより軽労化、負担の大きな畦畔等の除草作業を自動化 4. 誰もが取り組みやすい農業を実現 農機の運転アシスト装置、栽培ノウハウのデータ化等により、経験の少ない労働力でも対処可能な環境を実現 5. 消費者・実需者に安心と信頼を提供 生産情報のクラウド（スマホ等で誰もが見える状況）による提供等により、産地と消費者・実需者を直結
多面的機能	農業・農村は作物の生産の場としての役割を果たす以外にも、雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生きものを育んだり、また、美しい農村の風景は、私たちの心を和ませてくれるなど大きな役割を果たしている。こういった様々な役割を担っていることを農業・農村の「多面的機能」と呼ぶ。
地産地消	地域で生産されたものを地域で消費すること。
TMR (ティ・エム・アール)	<p>Total Mixed Ration の略。</p> <p>「混合飼料」のことで、栄養を考えながら粗飼料と濃厚飼料を混ぜ合わせて牛に“えさ”として与える方法のこと。</p> <p>これを大きな規模で行い、畜産農家に混ぜ合わせた栄養価の高い“えさ”として提供しているのが“TMRセンター”と呼ばれる施設。このTMRセンターを利用すれば、個々の畜産農家が飼料を混ぜ合わせる手間が不要で省力化につながる。また、複数戸でまとめて“えさ”を作</p>

	<p>ることで飼料代の節約にもつながる。</p>
<p>T P P 11 (ティ・ピー・ピー-11)</p>	<p>「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」のことで、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本の11か国によるもの。</p> <p>アジア太平洋地域においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定となっている。</p> <p>米国がT P P協定を離脱したため、T P Pの早期発効に向けて11か国で合意し、2018年12月30日に発効となった。</p>
<p>トレーサビリティ</p>	<p>食品の流通経路情報（食品の流通した経路及び所在等を記録した情報）を活用して食品の追跡と遡及を可能とする仕組みのこと。</p>
<p>農商工連携</p>	<p>農村には、その地域の特色ある農産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源がたくさんある。</p> <p>このような資源を有効に活用するため、農業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。</p>
<p>農地所有適格法人 (旧・農業生産法人)</p>	<p>農地等の権利を取得できる法人のこと。</p> <p>※平成21年12月の農地法改正により、一定の条件を満たせば一般法人でも農地の賃貸借ができるようになった。</p> <p>(農地の所有権は不可)</p>
<p>農地中間管理機構</p>	<p>農地等を貸したい農家（出し手）から農地等を預かり、規模拡大や経営の効率化を進めている地域の担い手農家（受け手）へ農地利用の集積・集約化を進めるために農地等の中間的受け皿となる組織のこと。</p> <p>都道府県ごとに1つ組織を置くこととなっており、北海道では（公財）北海道農業公社により事業が行われている。</p>
<p>H A C C P (ハザップ)</p>	<p>食品の衛生管理手法の一つ。危害分析重要管理点方式ともいう。製造における重要な工程を連続的に監視することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理法であり、危害分析、CCP（重要管理点）、CL（管理基準）、モニタリング、改善措置、検証、記録の7原則から成り立っている。</p>
<p>人・農地プラン</p>	<p>各地域において、人と農地が抱える問題を把握し、将来の担い手や農地の維持・管理方法等の今後のあり方について、話し合いを基にまとめる地域の将来像のこと。</p>
<p>ファームイン</p>	<p>農家民宿のこと。</p>
<p>フードディフェンス</p>	<p>食品への意図的な異物の混入を防止する取り組みのこと。</p> <p>原料調達から販売までのすべての段階において、人為的に毒物などが混入されることを防ぎ、食品を守るという考え方。</p>

酪農ヘルパー	酪農家は、朝夕の搾乳作業により、1年を通じて休みが取りづらい実態にあるが、定期的な休日の確保などにより、ゆとりある経営が実現できるよう、酪農家に代わって、搾乳や飼料給与などの作業に従事する人のこと。
有機農業	環境負荷の軽減と同時に化学肥料や農薬に基本的に依存しない栽培方法による農業のこと。 JAS法では、播種又は植付け前2年以上の間、堆肥等による土づくりを行ったほ場において、化学的に合成された肥料や農薬を使用せずに生産された農産物が有機農産物であると規定している。

関係団体等一覧

団体名	構成員	目的等	事務局
富良野市営農活性化対策協議会	土地改良区 農業共済組合 農業改良普及センター 農民連盟 ふらの農業協同組合 富良野市農業委員会 富良野市	本市の農業・農村の振興を総合的かつ円滑に推進するため、関係機関・団体が連携し事業等を展開。	市農林課
中山間地域等直接支払制度 富良野市集落協議会	重点地区の各地区代表 土地改良区 農業共済組合 農業改良普及センター ふらの農業協同組合 農業委員会 富良野市	中山間地域等の条件不利地域において適切な農業生産活動の維持および多面的機能の確保等に資する取組を実施。	市農林課 ふらの農業協同組合
富良野地区農業自営者教育振興会	農業共済組合 農業改良普及センター ふらの農業協同組合 富良野沿線市町村 富良野市議会 富良野市農業委員会 富良野緑峰高等学校 〃 農業特別専攻科振興会	農業自営者教育の振興を図り、以って富良野地区農業の発展に寄与する。	富良野緑峰高等学校

ふらの農翔会	農業改良普及センター富良野支所管内の 北海道指導農業士 農業士 ファームアドバイザーOB 地域おこしマイスターOB 特別会員 経営移譲した農業士	普及事業に協力して農業の担い手育成と地域計画に参画し、地域農業の発展に寄与する。	農業改良普及センター
富良野市アグリパートナー協議会	農業改良普及センター ふらの農業協同組合 富良野市 富良野市教育委員会 富良野市農業委員会	農業後継者の育成と経営の安定を図るため、パートナー対策の推進に必要な方策を講ずるとともに、関係機関団体の協力を得て総合的な活動を行い、生活基盤の確立を図る。	市農業委員会
家族経営協定推進協議会	農業改良普及センター ふらの農業協同組合 富良野市農業委員会 富良野市	農業経営の向上を目指して、家族みんなが経営に参加し、女性農業者の地位確立、後継者の自立を促進し、法人経営の確立を支援することにより、農業及び地域社会の発展に寄与する。	市農林課
富良野地区営農推進協議会	農業共済組合 農業改良普及センター ふらの農業協同組合 富良野沿線市町村 富良野沿線農業委員会	広域農業の円滑な推進により、農業の近代化及び技術の向上並びに農村の振興を図る。	市農林課
富良野市農業再生協議会	土地改良区 農業共済組合 農業改良普及センター ふらの農業協同組合 富良野市	経営所得安定対策の事業を展開。	市農林課 ふらの農業協同組合

富良野市家畜伝染病自衛防疫組合	家畜組織団体加盟会員及び家畜飼養者、家畜管理者	家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、組織的・計画的な自衛防疫を実施し、その発生を未然防止することにより畜産の経営安定に資する。	市農林課
ふらの観光協会	目的に賛同する個人又は団体	富良野市を中心とする地域の観光宣伝、観光客誘致促進などを行う。もって市民生活の向上、繁栄に寄与する。	ふらの観光協会
一般社団法人 富良野市農業担い手育成機構	評議員会 理事会 〔富良野市 ふらの農業協同組合 土地改良区 富良野市農業委員会 ふらの農翔会 農業共済組合 農業改良普及センター〕 地域育成部会 地域指導者グループ	新規就農を希望する者の円滑な就農及び就農後の早期経営安定を図る。	機構職員 他

農業を愛する心は郷土を守る

郷土を愛する心は家族を守る

家族を愛する心は農業を守る



発行 平成 31 年 3 月

発行者 富良野市経済部農林課

〒076-8555 富良野市弥生町 1 番 1 号

TEL 0167-39-2309 FAX 0167-23-2122

富良野市 HP <http://city.furano.hokkaido.jp/>